

令和4年度事業計画

I 調査研究事業（公益目的事業1）

国、地方公共団体、企業等からの委託を受け、港湾を含む臨海部や航路筋等における工事作業に伴う船舶交通の安全対策、大型船舶の出入港にかかる航行安全対策等について、学識経験者、海事・漁業関係者及び関係官庁で構成する委員会を設置して所要の調査・検討を行い、その結果を報告書として取りまとめる。

II 海難防止活動事業（公益目的事業2）

1 海の安全運動の推進

第三管区海上保安本部及び同本部管内海上保安部署においては、関東及びその周辺海域の海難を防止するため、海事・漁業関係者、マリレジャー関係者等と協力して官民一体の「海の安全運動」を実施しており、当協会は公益財団法人日本海事センターの補助を受け、同管区本部と連携し、「海の安全運動推進連絡会議（議長：当協会理事長）」の事務局として同運動を展開しているところである。

令和4年度においては、令和3年度の海の安全運動の取り組みを分析・評価し、関係海事関係者等が令和4年度の運動に一層主体的に取り組み、海難防止の実効性を高めるべく計画を立案し、海の安全運動を推進する。

2 京浜港（横浜区・川崎区）における錨地管理のあり方について

京浜港（横浜区・川崎区）には、多くの錨地が設定されているものの、船舶交通の著しい混雑、船舶の大型化・多様化、岸壁等の築造、工事・作業等による錨泊可能海域の減少等の海上交通環境の変化とともに、最近の異常気象もあり、荒天時に走錨する船舶が後を絶たず、また、走錨に起因し社会的反響の大きな事故も発生しているところである。

このような状況に鑑み、京浜港（横浜区・川崎区）における錨地をとりまく環境等の変化に対応した錨地管理のあり方について学識経験者、海事関係者及び関係官庁で構成する検討会を設置して検討することとした。

令和3年度においては、2回の検討会を開催し、令和2年一年間における京浜港（横浜区・川崎区）における錨地申請情報により錨地ごとに時間帯、月及び季節別の利用実態を分析してその傾向を把握するとともに、総トン数階別に限らない全ての船舶の船長を対象にした錨地利用実態及びニーズの把握並びに課題を抽出するためのアンケート調査を実施し、令和3年度中に錨地の利用実態及びニーズの把握並びに課題について「報告書」を取りまとめ検討の方向性を見出した。

令和4年度においては、2回の検討会を開催し、より安全で、効率性及び利便性が高くなるような錨地整理・再編を含む錨地管理のあり方について、錨地のユーザー及び関係団体等のニーズ等を踏まえ、関係官庁の意見を伺いながらさらに検討を進め、最終的な「錨地管理のあり方に関する報告書」を取りまとめ、第三管区海上保安本部に提言する。

なお、最終報告書及びその提言を踏まえ、リーフレット等を作成し、関係方面に配布し周知を図る。

○上記1及び2の事業は、令和4年度についても（公財）日本海事センターの補助金を受けて実施する。

3 地域連絡会の開催

海難防止に関する関係法令、行政指導事項、海上工事实施計画、当協会の事業活動等の周知を行うとともに、有識者による海難防止に関する講演を行い、また、各地域会員からの提案、要望等を聴取するため、会員等を対象に神奈川、東京及び千葉の各地域において地域連絡会を開催する。

① 令和4年7月 神奈川地域、東京地域及び千葉地域

② 令和5年2月 神奈川地域・東京地域(合同開催)及び千葉地域

4 航行安全情報管理事業の実施

港湾、航路等における海上工事の施工に当たり、その周辺海域を航行する一般船舶の安全航行を図るとともに、工事関係船舶の事故を防止するため、国、地方公共団体等の委託を受け、航行安全情報管理室を設置するなどして、中立公正な立場から工事作業海域及びその周辺海域の監視、各種情報の収集・整理・提供、一般船舶及び工事関係者に対する助言・指導等を実施する。令和4年度においても、前年同様、東京航行安全情報管理室川崎航行安全情報管理室及び新本牧航行安全管理事務所で業務を実施する。

5 安全講習会の開催等海事関係者等の要請に応じ、海難防止、航行安全等に関する講習会を随時開催し、又は講師を派遣する。

III その他の事業

1 会報誌の発行

令和2年度から、当協会と会員との間で一層の意思疎通を図るため、従来の会報誌をリニューアルして「海の安全ジャーナルUW」を発行した。

令和4年度においても引き続き年2回発行し当協会の事業について広く理解を得るため、会員や関係機関のほか、幅広く希望者に配布することとする。

2 ホームページによる情報提供

ホームページに当協会の活動状況、航行安全情報、各種のお知らせなどを掲載し、リアルタイムな情報の提供に努め、内容の充実を図ることとする。